

宇都市事業資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇都市中小企業振興基本条例（平成24年4月1日条例第14号）第3条の規定に基づき、宇都市（以下「市」という。）内の中小企業者に対し、経営に必要な資金を融資することにより、市内の中小企業者及び中小企業団体（以下「中小企業者等」という。）の経営の向上と安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号。以下次号において「保険法」という。）第2条第1項に該当するものをいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年11月25日法律第185号）第3条第1項及び商店街振興組合法（昭和37年5月17日法律第141号）第2条第1項に規定する組合並びに組織及び経済的基盤が強固であると市長が認める商工業団体をいう。
- (3) 保証協会 山口県信用保証協会をいう。
- (4) 取扱金融機関 別表1に掲げる取扱金融機関をいう。

(預託)

第3条 市長は、この融資制度を実施するため、予算の範囲内において原資を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項に規定する預託に關し必要な事項については、取扱金融機関との契約で定めるものとする。

(融資の種類)

第4条 この要綱に定める融資（以下「本融資」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業特別資金
- (2) 中小企業経営近代化資金
- (3) 中心市街地進出資金
- (4) 商店街振興資金

(融資要件及び融資条件)

第5条 本融資の融資要件及び融資条件は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、前条第1号から第3号までに規定する融資の融資条件のうち、担保、償還方法及び連帶保証人の資格で市長が特に認める場合は、この限りでない。

(保証料)

第6条 本融資のうち、第4条第1号から第3号までに規定する融資は、保証協

会の保証に付するものとする。

2 市長は、予算の範囲内において、保証協会に対して保証料の補給を行うことができる。

3 前項の保証料の補給に関する事項は、保証協会との契約で定めるものとする。

(利子の補給)

第7条 市長は、次に掲げる事業資金について利子の補給を行うことができる。

(1) 災害復旧のための資金

(2) その他市長が必要と認める資金

(特別融資審査委員会)

第8条 市長は、本融資に関する重要事項を調査審議するため、必要があるときは、宇部市特別融資審査委員会（以下次項において「委員会」という。）を設置することができる。

2 前項に規定する委員会は、委員6人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 保証協会職員

(2) 経済団体職員

(3) 市職員

3 委員会に委員が出席できない場合において、委任状により代理人に権限の委任がある時は、代理人を出席委員とみなす。

(委員会の委員長及び副委員長)

第9条 市長は、前条の委員会を設置したときは、委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は宇部市産業経済部長を、副委員長は宇部市産業経済部次長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(委員会の会議)

第10条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議内容の秘密等)

第11条 会議の審議内容は、秘密とする。

2 前3条に規定するもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が

委員会に諮って定める。

(融資の申請及び手続)

第12条 本融資を受けようとする中小企業者等は、次の各号に掲げる書類を取扱金融機関に提出しなければならない。

- (1) 市税及び国民健康保険料の滞納がないことの証明書
- (2) 第4条第1号から第3号までに規定する融資は、保証協会及び取扱金融機関が必要とする書類
- (3) 第4条第4号に規定する融資は、取扱金融機関が必要とする書類
- (4) その他市長が必要と認める関係書類

2 第7条に規定する事業資金に係る利子の補給を受けようとする中小企業者等は、市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 前2項の提出期限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条に該当する場合は、常時
- (2) 第7条に該当する場合は、市長が指定する日まで

(融資の決定)

第13条 第4条第1号から第3号までに規定する融資について、取扱金融機関及び保証協会は、前条の規定により融資の申請を受けて、融資をすること又は融資を保証することが適當と認めたものに対して、融資を行うものとする。

2 第4条第4号に規定する融資について、取扱金融機関は、前条の規定により融資の申請を受けて、融資をすることが適當と認めたものに対して、融資を行うものとする。

(報告及び指示)

第14条 市長は、融資等の決定を受けた中小企業者等、保証協会、取扱金融機関に対して、必要な事項の報告を求め、又は必要な指示を行うことができる。

2 保証協会は、第4条第1号から第3号までに規定する融資に係る毎月の保証状況を宇部市事業資金融資制度保証状況報告書（様式第1号）により、翌月10日までに市長に報告するものとする。

(決定の取り消し等)

第15条 融資等の決定を受けた中小企業者等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消し、停止し、又は融資金等の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為があったとき。
- (2) 事業を休止若しくは廃止し、又は著しく縮小したとき。
- (3) この要綱及びこの要綱に関する事務取扱要領に違反したとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 廃止前の宇都市中小企業振興条例施行規則の規定に基づいて、既に事業資金の融資のあっせん等の決定をしているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から適用する。

別表 1

資金名	区分	融資要件	融資条件							取扱金融機関	
			用途	限度額	期間(据置)	利 率	保証料率	償還方法	連帯保証人		
中小企業特別資金	普通資金	(1) 中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者であること (2) 市内に居住(法人については登記)しており、かつ、市内の事業所で事業を営んでいること (ただし、市外から転入する場合は適用除外とする) (3) 原則として、事業所得の税務申告をしていること (4) 市税及び国民健康保険料の滞納がないこと(法人が申請人である場合は、代表者個人含む) (5) 資金計画が妥当であり、かつ、融資金の返済能力があると認められること (6) 電子交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けていないこと ※1 市外からの転入の場合は、基準利率より0.3%を優遇 ただし、下記の条件を備えていること ・(2)の要件については適用除外し、市内に居住(法人については登記)しており、かつ、市内の事業所で事業を営むこと ・市内に居住(法人については登記)してから1年以内であり、かつ、転入前における市外での居住(法人については登記)が連続して1年以上であること	運転設備	15,000	年以内	年%	年%	原則として 不 要	原則として 法人の代表者 以外は不要	原則として 月賦返済	山 口 銀 行 西 京 銀 行 西 中国 信用金庫 山 口 県 信 用 組 合
		中小企業特別資金のうち、普通資金の申込要件((2)(3)を除く。)のほか、次の条件を備えているもの (1) 新規開業者又は営業実績5年未満であること (2) 市内に居住(法人については登記)しており、かつ、市内の事業所で事業を営むこと (3) 新規開業又は開業後事業実績3か月未満の場合は、次のいずれかを満たしていること ア 当該業種について3年以上の職歴(経験)を有していること(営業日数の半数以上従事するアルバイト、パートタイムを含む) イ 取扱金融機関店舗、商工会議所、商工会、認定連携創業支援等事業者又は山口県中小企業団体中央会から推薦を受けられること ウ 認定特定創業支援等事業を修了していること (4) 新規開業又は開業後事業実績3か月未満の場合は、開業に要する資金の1/10以上の自己資金を有すること ※2 女性による起業については、基準利率より0.1%を優遇 ※3 創業支援事業計画における認定特定創業支援等事業修了者は、基準利率より0.5%を優遇 (※2・※3の併用可)									
中小企業経営近代化資金		中小企業特別資金のうち、普通資金の申込要件((1)~(6)※(2)のただし書きを除く。)のほか、次の条件を備えているもの (1) 先端設備等導入計画の認定を受けており、当該設備に係る資金であること	設備	20,000	設備10 (1)	1.3	原則として 半年賦返済	原則として 月賦返済	山 口 銀 行 西 京 銀 行 西 中国 信用金庫 山 口 県 信 用 組 合		
中心市街地進出資金		中小企業特別資金のうち、普通資金の申込要件((1)~(6))のほか、次の条件を備えているもの ただし、市外から転入する場合は、普通資金の(2)の要件については適用除外とする。 (1) 中心市街地内に事業所を設置する事業者であること (2) 事業所の移転に必要な用地及び建物(住宅を除く。)の取得資金であること		30,000	設備12 (1)	1.3					
商店街振興資金		(1) 次のいずれかに該当する中小企業団体であること ア 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に該当する法人 イ 商店街振興組合法第2条第1項に該当する法人 ウ 経済的基盤が強固であると市長が認める商工業団体 (2) 商店街団体の構成が適切であり、経済的基盤が強固であること (3) 資金計画が妥当であり、かつ、融資金の返済能力があると認められること	設備	100,000	設備12 (2)	2.0	—	原則として 半年賦返済	取扱金融機関 所定の方法	不 要	山 口 銀 行 西 京 銀 行 西 中国 信用金庫